

梅雨・長雨・集中豪雨の季節です 防災対策は万全ですか？

土砂災害にご注意ください

昨年台風23号による山林の倒木により、長雨、集中豪雨などで土砂災害が発生する危険性があります。特に山沿いの地域は注意が必要です。



大雨・洪水・暴風などの「警報」が発令されると、市役所本庁、各支所に災害警戒本部が設置されます。合併により、エリアが拡大していきます。緊急時の連絡先を確認しておきましょう！

大雨情報を聞いたなら早めの準備が必要ですよ

- ① 危険を感じたらすぐ避難
- ② ラジオやテレビで情報確認
- ③ 懐中電灯や携帯ラジオの用意
- ④ 避難場所、経路の確認
- ⑤ 3日程度の飲料水、食糧の確保



土砂災害、がけ崩れや家屋の浸水などの災害が発生したり、災害の起こりそうな場所を発見したら、左記までご連絡ください。

災害警戒本部(災害対策本部) ☎23 - 2130
本庁総務課 ☎32 - 2042
加茂支所総務振興課 ☎32-7031
阿波支所総務振興課 ☎32 - 7041
勝北支所総務振興課 ☎32 - 7021
久米支所総務振興課 ☎32 - 7011
消防署 ☎31 - 1119

防災情報ホームページ
<http://www.city.tsuyama.okayama.jp/bousai/>

問い合わせ先 総務課 ☎22 - 1190

平成17年度の国土調査

と き 7月下旬
調査地区 南方中の一部と坪井下の一部

正確な地図と帳簿を作成

国土調査未実施地区の土地台帳と字限図(切絵図)は、明治時代の初めに作られたもので、現在の面積と大きな誤差が生じています。そこで、最新の技術による地籍調査では、正確な地図(地籍図)と帳簿(地籍簿)を作成しています。これにより土地の正しい位置、境界、地番、地目、面積、区画がはっきりし、条件が合えば土地の分筆や合筆ができます。

地目は現況に合わせて調査し、登記簿の表示を正しいものに書き換えます。そして、地籍図は法務局備え付けの地図として保存されます。

調査時に土地所有者の立会にご協力を
土地所有者が立会で

きないときは、代理人による立会をお願いします。久米支所都市建設課備え付けの委任状に記入し、持参してください。

土地所有者が死亡しているときは、代表相続人に立会をお願いします。

事前に境界の確定を

隣地との境界が不明確な場合や、山林などの境界の切り開きができていないと、該当する土地の調査・測量ができません。また、調査完了後に境界が確定した場合は、土地所有者で測量・登記をすることにになります。事前に境界の確定をすることをすすめます。

問い合わせ先 久米支所都市建設課 ☎32 - 7015